

## 「男女の賃金差異」の情報公表について

女性活躍推進法により、常用労働者が 301 人以上の企業は、「男女の賃金の差異」の情報公表が義務付けられました。  
(令和4(2022)年7月8日施行)

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の内容は以下の通りです。

### <法人全体>

区分	割合	備考 (計算式)
全教職員	45.3%	全教職員(女性)の平均年間賃金/全教職員(男性)の平均年間賃金×100
正規教職員	85.7%	専任教職員(女性)の平均年間賃金/専任教職員(男性)の平均年間賃金×100
非正規教職員	87.8%	専任教職員以外の(女性)の平均年間賃金/専任教職員以外の(男性)の平均年間賃金×100

◇ 以上の数値のもとになる各部門のデータは以下の通りです。

### <男子部門>

区分	割合
全教職員	46.2%
正規教職員	75.3%
非正規教職員	80.4%

#### <差異についての補足説明>

正規教職員は同一職種・同一年齢・同一賃金を給与決定の原則としているが、女性よりも男性に相対的に賃金が高い正規教職員が多いため、(正規教職員に対する女性割合は約20%・非正規教職員に対する女性割合は約68%)格差が生じていると考えられる。

#### 備考

- 賃金:基本給・超過労働に対する報酬・賞与・通勤手当等含む。退職手当を除く。
- 非正規教職員:任用教職員・非常勤教員・非常勤講師・パートタイマー

### <女子部門>

区分	割合
全教職員	71.5%
正規教職員	88.2%
非正規教職員	124.8%

#### <差異についての補足説明>

正規教職員は同一職種・同一年齢・同一賃金を給与規程で定めているが、女性よりも男性に相対的に賃金が高い正規教職員が多いため差異が生じている。

非正規教職員の女性割合は約68%と多く、かつ男性よりも女性に相対的に賃金が高い非正規教職員が多いため、女性の方が高い給与水準となっている。

#### 備考

- 賃金:基本給、賞与等を含み、退職手当等を除く。
- 非正規教職員:パートタイマー、嘱託等を含み、派遣社員を除く。
- 法人本部の正規職員3名と非正規職員1名は女子部門に含まれる。

### <音楽部門>

区分	割合
全教職員	52.7%
正規教職員	98.2%
非正規教職員	75.9%

#### <差異についての補足説明>

正規に関してはほとんど同等の数字である。

非正規に関しては給与水準の低い職種(音楽教室)に就く女性が多いことから、女性の給与水準が低いものとなっている。(給与水準の高い職種に男性が多く就いているということ意味するものではない)

合計においてさらに低くなっているのは、女性において非正規就労者が正規就労者の13倍となっており(男性は4倍)、女性の方が給与水準の低い非正規労働者の賃金をより強く反映しているため。

#### 備考

- 賃金:基本給・超過労働に対する報酬・賞与等を含み、通勤手当、退職手当等を除く。
- 非正規教職員:非常勤教員、事務嘱託職員、臨時職員を含み嘱託演奏員を除く。